

「ふく育タクシー」 運行事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 「ふく育タクシー」 運行事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）、健康福祉部こども未来課所管補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、子育てサポートタクシー「ふく育タクシー」を運行するタクシー事業者に対し、運行に要する費用の一部を助成することにより、「ふく育タクシー」の安全な運行を図り、子育て世帯等が安心して過ごすことができる環境づくりを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「タクシー事業者」

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により、一般乗用旅客自動車運送業の認可を受けた者であって、福井県内に事業所を有する事業者をいう。

(2) 「ふく育タクシー」

福井県が別に定める要領により、タクシー事業者が提供するサービスをいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 「ふく育タクシー」のサービスを行うタクシー事業者で、福井県が別に定める要領に規定する研修を受講したタクシードライバーを有すること。

(2) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

(3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助基準額、補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助基準額と、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条の規定による補助金交付申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎年度知事が別に定める日とする。

(実績報告の提出)

第8条 規則第12条の規定による実績報告の提出期限は、様式第2号により、事業完了のあった日から起算して1箇月を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第13条による補助金の額を確定した後に交付する。

(仕入控除税額報告の提出)

第10条 補助対象経費に消費税および地方消費税を含めて交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額の全部または一部を返還させることがある。

(証拠書類等の整備および保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から適用する。

別表

経費区分	補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
備品等 購入費	運行に必要な備品等の購入費 (チャイルドシート、ジュニアシート、防水シート等、事業に要する経費であって、知事が認めたもの)	2万円/社	10/10	本社営業所以外に複数の営業所において「ふく育タクシー」を運行する等、特に知事が必要と認めた場合は、2万円/営業所とする。
保険経費	当該年度中に「ふく育タクシー」の運行に係る保険契約のために要した経費	3万円/社	10/10	